外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である櫻井英毅が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十四年十二月二十一日

連合王国、ロンドン、ダウゲートヒル・二五キャノンブリッジハウス
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内
ナティクシス・コモディティー・マーケッツ・リミテッド
日本における代表者　櫻井　英毅

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である飯田哲也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十二月二十一日

東京都港区赤坂一丁目一四番五号アークヒルズ・エグゼクティブタワーS103
Monoidics Ltd
日本における代表者　飯田　哲也

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である友部昭夫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十二月二十一日

川崎市高津区久本三丁目五番七号
エルティーエクスアジアインターナショナルインク
日本における代表者　友部　昭夫

限定承認公告

本籍仙台市若林区文化町一九番、最後の住所札幌市中央区南三条東三丁目六番地一ソレイル三、三―一〇〇二号　被相続人　藤田　直樹

右被相続人は平成二十四年十月二十四日死亡し、その相続人は平成二十四年十一月三十日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十一日

札幌市中央区大通西一一丁目大通藤井ビル六階弁護士法人佐々木総合法律事務所
相続財産管理人小林ヨシ子
代理人弁護士　佐々木泉顕

限定承認公告

本籍東京都足立区千住四丁目九三番地、最後の住所東京都足立区千住四丁目二〇番一〇号
被相続人　亡　織畑　和夫

右被相続人は平成二十四年八月二十三日死亡し、その相続人は平成二十四年十二月十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十一日

東京都足立区千住四丁目二〇番一〇号
限定承認者　織畑洋次郎

限定承認公告

本籍青森県八戸市内丸六番地、最後の住所東京都大田区仲六郷一丁目五七番六―八〇五号
被相続人　亡　中村　紀一

右被相続人は平成二十四年四月十一日頃から同年四月二十日頃までの間死亡し、その相続人は平成二十四年十二月十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十一日

神奈川県横浜市鶴見区尻手二丁目九番一五―一一一号　限定承認者　中村　一美

限定承認公告

本籍愛媛県今治市末広町四丁目三番地二〇、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　神村　實

右被相続人は平成二十四年十月二十九日死亡し、その相続人は平成二十四年十二月十四日松山家庭裁判所今治支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十一日

愛媛県今治市末広町四丁目三番地二一
限定承認者　神村　修二

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額四億五千六百万円を三億六千七百万円に減少して発行済優先出資総口数九千百二十口を一口に対し五万円をもって七千三百四十口に有償消却することといたしました（減少すべき優先資本金の額は八千九百万円であり、優先出資の消却に要する金額は八千九百万円であります。）。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月十日
掲載頁　八十七頁（号外第一五〇号）
平成二十四年十二月二十一日

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目三〇番八号
紀尾井町特定目的会社
取締役　森　照夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億二千万円減少し二十八億八千百十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年一月二十五日であり、社員総会の決議は平成二十四年十二月十二日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十月二十五日
掲載頁　一一六頁（号外第二三二号）
平成二十四年十二月二十一日

東京都中央区新川一丁目一番七号新川ビル四―A、SK内
J6 Front特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を五億二千万円減少して二十八億八千百十万円とし、発行済第一回募集優先出資一万四百口を消却するためにいたしましたので、当社の第一回募集優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年一月二十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年十二月二十一日

東京都中央区新川一丁目一番七号新川ビル四―A、SK内
J6 Front特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年二月一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年十二月二十一日

東京都港区赤坂四丁目六番五―六〇二号
地域振興株式会社
代表取締役　白石　正子

取消公告

平成二十四年十一月二十六日掲載の左記会社に係る準備金の額の減少公告は取り消します。

平成二十四年十二月二十一日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号
UBS証券株式会社
代表取締役　中村　善二

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十四年十一月二十六日（号外第二百五十四号）本号で公布された法令のあらまし欄中（印刷誤り）				
五三		終りから五	勘察して	勘案して
平成二十四年七月四日掲載の秋田家庭裁判所鹿角出張所に係る平成二十四年（家）第九〇〇二号相続財産管理人の選任中（原稿誤り）				
一〇三六		一	七田生の場所秋田	七田生の場所秋田県鹿角市

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月二十一日付第二七七号

ジ一九六ページ●同日付政府調達第二四四号一九二ペー

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）